KGK NEWS

(株)科学技術開発センター
TEL026-263-2010
FAX026-263-2012
社外報編集委員会

2011年 春号

厚生労働大臣より簡易専用水道検査機関として登録!!

水道法第３４条の２第２項厚生労働大臣登録機関 第１３３号　株式会社 科学技術開発センター

平成２３年３月２８日に厚生労働大臣より簡易専用水道検査機関として登録されました。長野県内では初めての民間検査機関の登録となります。簡易専用水道（ビル・マンション等の有効容量１０㎥を超える受水槽を持つ施設）の設置者は１年以内ごとに１回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の定期検査を必ず受けなければなりませんので、お気軽にお問合せください。

水質基準に関する省令の一部が改正されました。（平成 23 年 4 月 1 日より施行）

項目	改正前基準	改正基準
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例」並びに「旅館業法施行条例」が改正されました。（平成２２年１０月１日施行）

以前より浴槽水検査（下表①～⑥）は厚生労働省の指針などで定められておりましたが、上記条例には明記されておりませんでした。しかし、今回の改正により条例文中に検査の実施が明記されております。特にレジオネラ属菌・大腸菌群検査は必須となりますのでご注意ください。

検査項目	原湯・原水・上がり湯・上がり用水	浴槽水
① 色度	5度以下	
② 濁度	2度以下	5度以下
③ 水素イオン濃度	5．8～8．6	
④ 有機物等（過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量）	10mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下
⑤ 大腸菌群	50mℓ中に検出されないこと	1mℓ中1個以下
⑥ レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mℓ未満）	検出されないこと（10cfu/100mℓ未満）

注1：原湯・原水・上がり湯・上がり用水に関しては、水道水以外の水を使用した場合に適用。
注2：色度・濁度・水素イオン濃度・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の4項目は当分の間任意。

資料①　～　クリプトスポリジウム等対策指針について　～

「水道におけるクリプトスポリジウム等暫定対策指針」により、水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者は、クリプトスポリジウムの検査が必要です。クリプトスポリジウムは塩素消毒に極めて高い抵抗性を持つため、通常の水道水に残存している塩素濃度では十分に消毒することが出来ません。哺乳類などの体内に取り込まれると、その排泄物から水源等が汚染され、しばしば水道水に混入して集団的な下痢症状を発生させることがあります。今般、厚生労働省ではクリプトスポリジウム等について、指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）の検出状況と原水水源の種類によってリスクレベルを設定し、各レベルに応じた対策（ろ過設備又は紫外線処理設備等の措置を講じる）及び検査の実施を指導しております。今回、その概要をご紹介いたします。

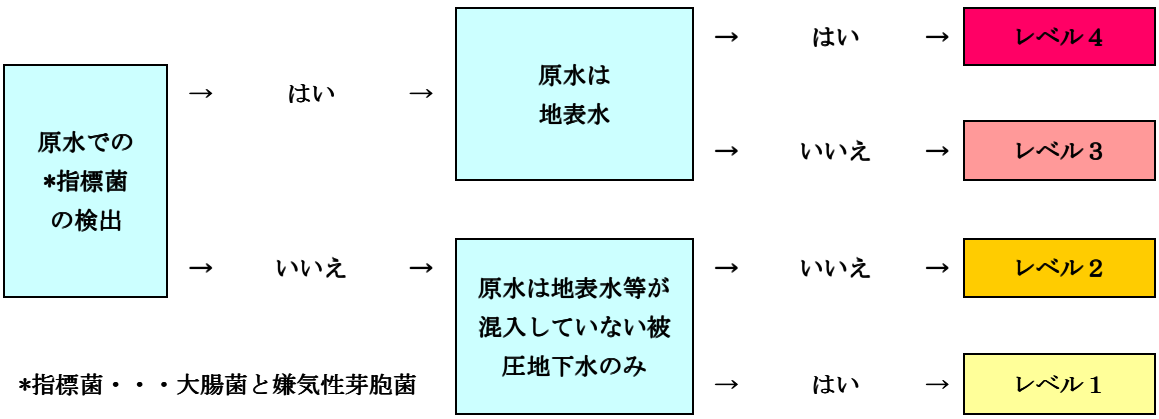

汚染レベルの判断フロー

表１：リスクレベル

レベル４	**クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い**	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設
レベル３	**クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある**	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設
レベル２	**当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い**	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設
レベル１	**クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い**	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設

表２：検査項目・頻度

	検査項目	検査頻度
レベル４ **レベル３**	**クリプトスポリジウム等** **及び** **指標菌**	適切な頻度で行う。 **クリプトスポリジウム等：1回以上/3ヶ月　　指標菌：1回以上/月** ※浄水施設が整備されるまでの間
レベル２	**指標菌**	**１回以上/3ヶ月**
レベル１	**大腸菌　トリクロロエチレン等※**	**１回/年**

※年１回、原水の水質検査を行い、大腸菌・トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から、被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。

資料②　～　危険物の規制に関する規則等の一部改正について　～

前回の KGK NEWS（2010 年秋号）でご案内させていただきました「危険物の規制に関する規則等の一部改正」について、対象となる施設（地下タンク）の具体的な内容をお知らせいたします。

腐食のおそれが特に高いタンク

設置年数５０年以上

塗覆装の種類	**アスファルト※**	**モルタル**	**エポキシ樹脂等**	**強化プラスチック**
設計板厚	**すべての設計板厚**	**8.0mm 未満**	**6.0mm 未満**	**4.5mm 未満**

※設置年数４０年以上５０年未満で設計板厚 4.5mm 未満も含まれます。

⇒　① 内面ライニング　又は　② 電気防食　の措置が必要になります。

腐食のおそれが高いタンク

設置年数５０年以上

塗覆装の種類	**モルタル**	**エポキシ樹脂等**	**強化プラスチック**
設計板厚	**8.0mm 以上**	**6.0mm 以上**	**4.5mm 以上 12.0mm 未満**

設置年数４０年以上５０年未満

塗覆装の種類	**アスファルト**	**モルタル**	**エポキシ樹脂等**	**強化プラスチック**
設計板厚	**4.5mm 以上**	**6.0mm 未満**	**4.5mm 未満**	**4.5mm 未満**

設置年数３０年以上４０年未満

塗覆装の種類	**アスファルト**	**モルタル**
設計板厚	**6.0mm 未満**	**4.5mm 未満**

設置年数２０年以上３０年未満

塗覆装の種類	**アスファルト**
設計板厚	**4.5mm 未満**

⇒　①内面ライニング 若しくは ②電気防食 又は ③危険物の漏れを検知する装置（常時監視型）の設置の措置が必要になります。

注意：③の措置を講じた場合、“腐食の恐れが特に高いタンク”に規制が強化される日までに新たに①、②の措置を講じなければなりません。実際に行う措置については、今後を見据えた上で検討する必要があります。

施行期日：平成２３年　２月　１日　　（ただし、平成２５年　１月３１日まで猶予）

ご 案 内

放射線量の簡易測定を承ります！！　詳しくは弊社までお問合せください。